## 「三重県社会福祉審議会」について

○設置根拠:社会福祉法第7条

○審議内容:社会福祉に関する事項

※社会福祉法第12条に基づき、三重県社会福祉審議会条例第2条において、 「児童福祉に関する事項」についても審議することと定めている。

○設置年月日:昭和39年4月1日

○現委員の任期:平成29年7月1日~平成32年6月30日(3年間)

○委員構成:20 名

社会福祉法第8条に基づき、都道府県の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、三重県知事が任命

○委員長:委員の互選により選出

○分科会及び部会:別表を参照

○事務局:健康福祉総務課

## 平成 28 年度開催状況 ◎・・・審議事項、○・・・報告事項

## ■ 第1回

- 〇民生委員・児童委員の一斉改選について
- ○三重県障がい者差別解消支援協議会の設置について
- ○三重県手話言語条例について
- ○三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について

## ■ 第2回

- 〇民生委員・児童委員の一斉改選について
- 〇三重県地域福祉支援計画の策定について
- ○三重県手話施策推進計画(中間案)について
- ○社会福祉施設の入所者等の安全対策について
- ○家庭教育の充実に向けた応援戦略の策定について